

令和元年度

第 10 回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和 2 年 1 月 15 日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

## 第10回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和2年1月15日(水)午後3時00分

場所 湯沢グランドホテル

開会 午後3時04分

閉会 午後4時00分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
2番	宮原 正明	12番	川崎 秀悦
3番	高橋 郁夫	13番	加藤 エリ子
4番	杳澤 弥	14番	高橋 忠雄
5番	伊藤 秀郎	15番	佐藤 栄子
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
8番	藤谷 清志	18番	小嶋 幸吉(会長職務代理者)
9番	高橋 敬悦	19番	半田 好廣(会長)

2) 欠席した委員

10番 高橋 伸太郎

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席  
(午後3時04分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 高橋 里治

班 長 佐藤 雅仁

主 幹 高橋 一寿

## 5) 会議の提出案件

### 1. 会務報告

### 2. 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

### 3. 議 案

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地  
利用集積計画の決定について

議案第45号 農地の競売に関する買受適格証明申請について

議案第46号 湯沢農業振興地域整備計画の変更案について

議案第47号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 3 時 4 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、10 番 高橋 伸太郎 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、12 番 川崎 秀悦 委員、13 番 加藤 エリ子 委員、の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 2 件、議案 5 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p>
佐藤班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は 6 件、面積 15,189 m<sup>2</sup>であります。解約理由は、整理番号第 68 号、69 号は高齢化のため、整理番号第 70 号は借人の都合によるため、整理番号第 71 号は第三者に所有権移転するため、整理番号第 72 号は契約方法を変更するため、整理番号第 73 号は小作人死亡のためとなっております。</p> <p>次に、2 使用貸借契約合意解約通知は 1 件、面積 3,240.9 m<sup>2</sup>であります。解約理由は第三者に利用権設定するためとなっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p>

<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 2 年 1 月 15 日提出。</p> <p>議案書 4 ページをご覧ください。使用貸借権設定は 2 件、面積 47,449 m<sup>2</sup>であります。申請事由は申請番号第 5 号は経営譲受、6 号は農業者年金による再設定であります。</p> <p>次に議案書 5 ページと 6 ページをご覧ください。賃貸借権設定は 5 件、面積 8,446 m<sup>2</sup>であります。申請事由は経営拡張、賃料は総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書 7 ページから 9 ページをご覧ください。所有権移転は 9 件、面積 39,812 m<sup>2</sup>であります。申請事由は申請番号第 32 号と 33 号、38 号と 39 号は贈与、申請番号第 34 号、37 号は経営拡張、売買価格は総会資料記載のとおりであります。申請番号第 35 号と 36 号、40 号は生前一括贈与であります。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第 43 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 44 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>

議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 44 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 44 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。令和 2 年 1 月 15 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 11 ページの利用権設定整理番号第 421 号は私、19 番半田、議案書 11 ページから 17 ページの利用権設定整理番号第 469 号から 491 号は 2 番 宮原 正明 委員、議案書 17 ページから 18 ページの利用権設定整理番号第 492 号と 493 号、497 号は 3 番 高橋 郁夫 委員、議案書 18 ページから 20 ページの利用権設定整理番号第 460 号から 468 号は 4 番 沓澤 弥 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>審議に先立ち、ここで議長を交代しますので暫時休憩いたします。</p>
議 長 (職務代理)	<p>休憩前に引き続き議事を再開いたします。</p> <p>それでは利用権設定整理番号第 421 号を審議しますので、19 番 半田好廣 委員の退席をお願い致します。</p>
	<p>(19 番 半田 好廣 委員、退席) (午後 3 時 15 分)</p>
議 長 (職務代理)	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長 (職務代理)	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>

<p>佐藤班長</p>	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 421 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 11 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 421 号は、地目が田、面積 1,000 m<sup>2</sup>、賃貸借権の新規設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議長 (職務代理)</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長 (職務代理)</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (職務代理)</p>	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第 421 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(19 番 半田 好廣 委員、着席) (午後 3 時 16 分)</p>
<p>議長 (職務代理)</p>	<p>ここで、議長を交代しますので暫時休憩いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>休憩前に引き続き、議事を再開いたします。</p> <p>利用権設定整理番号第 469 号から 491 号を審議しますので、2 番 宮原 正明 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(2 番 宮原 正明 委員、退席) (午後 3 時 17 分)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>



議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 469 号から 491 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 11 ページから 17 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 469 号から 491 号は、地目が田、面積 183,873.61 m<sup>2</sup>、地目が畑、面積 975 m<sup>2</sup>、計 184,848.61 m<sup>2</sup>であります。賃貸借権の新規設定が 1 件、再設定が 22 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第 469 号から 491 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(2 番 宮原 正明 委員、着席) (午後 3 時 19 分)</p>
議 長	<p>次に利用権設定整理番号第 492 号、493 号、497 号を審議しますので、3 番 高橋 郁夫 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(3 番 高橋 郁夫 委員、退席) (午後 3 時 20 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>

議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 492 号、493 号、497 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 17 ページと 18 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 492 号、493 号、497 号は、地目が田、面積 16,860 m<sup>2</sup>であります。賃貸借権の再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第 492 号、493 号、497 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(3 番 高橋 郁夫 委員、着席) (午後 3 時 21 分)</p>
議 長	<p>次に利用権設定整理番号第 460 号から 468 号を審議しますので、4 番 沓澤 弥 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(4 番 沓澤 弥 委員、退席) (午後 3 時 22 分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>

議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第 460 号から 468 号について、朗読説明)</p> <p>議案書 18 ページから 20 ページをご覧ください。利用権設定整理番号第 460 号から 468 号は、地目が田、面積 49,276 m<sup>2</sup>であります。賃貸借権の再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第 460 号から 468 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(4 番 沓澤 弥 委員、着席) (午後 3 時 23 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 44 号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>

佐藤班長	<p>(議案第 44 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 20 ページから 35 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は、賃貸借権が 62 件、面積 323,362.07 m<sup>2</sup>であります。新規の設定が 21 件、再設定は 41 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 44 号議事参与制限以外の利用権設について、計画のとおり決定することと致します。続きまして、所有権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長	<p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 44 号農業経営基盤強化促進法の所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書 36 ページと 37 ページをご覧ください。所有権移転は 4 件、面積は 6,610 m<sup>2</sup>であります。申請事由はともに経営拡張であります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第 44 号の所有権移転は計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 45 号「農地の競売に関する買受適格証明申請について」を議題とします。案件を、事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>(議案第 45 号「農地の競売に関する買受適格証明申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第 45 号「農地の競売に関する買受適格証明申請について」農地の競売に関する買受適格証明申請書を受理したので、証明の可否について決定を要す。令和 2 年 1 月 15 日提出。</p> <p>議案書 39 ページをご覧ください。農地の競売に関する買受適格証明申請は 1 件、申請人の耕作面積は 5,792 m<sup>2</sup>であります。当該土地は字万石 239-1、239-2、239-3、地目が田、面積 1,493 m<sup>2</sup>であります。申請事由は経営拡張、売却基準価格、入札期間等は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p>
1 2 番	<p>過去に、買受適格証明申請は先決処分でのよいのではと質問した際、買受適格証明は農地法上総会の議決が必要との答弁があったと記憶しているが、受付締め切り後に申請があった場合、受付はできないのか、ある</p>

高橋主幹	<p>いは議案作成前であれば追加することができるのか。</p> <p>今回の買受適格証明申請は議案の受付締め切りに間に合ったことで総会の議決案件としました。ご質問の件について、買受適格証明は、事務局処務規定の中で先決処理ができると定められておりますので、入札期間の関係で総会に間に合わない場合は、先決案件として取り扱うこととし、先決する場合は面積要件あるいは耕作できる条件を満たしているかを確認したうえで判断し、先決処理後、次の総会で報告致します。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。 (午後 3 時 37 分)</p>
議 長	<p>再開します。 (午後 3 時 48 分)</p>
議 長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第 45 号「農地の競売に関する買受適格証明申請について」は、証明を可と決定することと致します。</p> <p>次に、議案第 46 号「湯沢農業振興地域整備計画の変更案について」を議題とします。案件を、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高橋主幹、挙手)</p>
議 長	<p>高橋主幹</p> <p>(議案第 46 号「湯沢農業振興地域整備計画の変更案について」、朗読説明)</p>

高橋主幹

議案第 46 号「湯沢農業振興地域整備計画の変更案について」湯沢農業振興地域整備計画の変更案についての協議があり、市長に回答する必要があるので意見を求める。令和 2 年 1 月 15 日提出。

議案書 41 ページをご覧ください。湯沢農業振興地域整備計画の土地利用計画変更は 1 件であります。

参考資料は 1 ページから 12 ページをご覧ください。除外目的は自己住宅の新築、所在は三梨町字宮田屋布前 389 番、407 番 1、面積は 474 m<sup>2</sup>であります。

次に各要件について説明いたします。参考資料 3 ページをご覧ください。第 1 号、除外地が必要であり規模が適当であると判断した理由については、申出者は、実家近くの自己住宅建築を検討したものの、農用区域外の適地が見つからず、やむを得ず当該地を選択したもので、農用区域から除外する必要が生じたものであります。住宅部分や通路・駐車場、除雪のためのスペースを勘案すると適当な範囲であると判断できます。

参考資料 7 ページをご覧ください。交渉した候補地①（白地）は土地所有者の承諾が得られず断念したこと、候補地②（白地）は十分な取り付け道路が確保できない土地であること、候補地③（青地）は親が所有する農地ではありますが、転用が叶わない土地であることから、農用区域外の土地の取得は困難でありました。

以上のことから、当該地以外に種々の条件を満たす土地はないと思われ、やむを得ないものと認めております。

第 2 号、農用地の集団化等に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、当該農地は、県道沿いの農地であり農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないものと認められております。

第 3 号、担い手等の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、計画農地は平成 21 年より耕作しておらず、また、その所有者は担い手農家ではないため、担い手等の農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認めております。

第 4 号、土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがないと判断した理由については、管轄の土地改良区と協議の上、農道・進入路も含め土地改良施設への影響や排水については万全を期し、支障がないように対処す


	<p>ることを確約し、改良区の指導に従うこととしているため問題はないとしております。</p> <p>第5号、土地改良事業等の工事完了後8年を経過しているかどうかについては、県営ほ場整備事業（完了公告：平成2年3月9日）の受益地ではありますが、事業完了から8年以上経過しており、特に問題はありません。</p> <p>説明は以上であります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>（質問なしの声あり）</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長	<p>全員挙手。ご異議ないものと認め、議案第46号「湯沢農業振興地域整備計画の変更案について」は、意義ない旨の意見を付して市長に送付することといたします。</p> <p>次に、議案第47号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を議題とします。案件を、事務局より説明をお願いします。</p> <p>（佐藤班長、挙手）</p>
議 長	<p>佐藤班長</p> <p>（議案第47号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」、朗読説明）</p>
佐藤班長	<p>議案第47号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について決議を要す。</p> <p>令和2年1月15日提出。</p> <p>議案書43ページをご覧ください。決議（案）を朗読し、説明、提案とさせていただきます。</p>




	<p>農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</li> <li>2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</li> </ol> <p>令和2年1月15日 湯沢市農業委員会。説明は以上であります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第47号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」は、原案のとおり決議することと致します。</p> <p>これを持ちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後4時00分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により、会議内容について相違ない  
ことを認め署名押印する。

令和 2 年 1 月 15 日

議長 半田好廣 

署名委員 12 番 川崎香悦 

署名委員 13 番 加藤エリ子 